

「地区一斉住宅大掃除」が住宅の保全に果たした役割

（その1）行政の関わり方

○滋賀大教育 山崎古都子
岐阜女大家政 中野迪代

【目的】住宅の社会的耐用年数は年々短くなっている。建て替えの繰り返しは国民の資金および労力の浪費であり、社会財の蓄積と環境問題の面からも「住宅を長持ちさせる」ことを再考すべきである。

本研究では掃除が持つ点検機能に着目し、昭和40年代以前に盛んであった「地区一斉住宅大掃除」（以下「一斉大掃除」と略す）が住宅の保全に果たした役割を明らかにする。

本報は①「一斉大掃除」が全国的にかなり広く行われていた事実の法的よりどころと、②それに基づいて行われた行政の対応を明らかにする。

【方法】上記①については、新聞・官報を利用して法律を検索した後、当該法律の全文を検討した。②については、大阪府八尾市以下数自治体発行の保存広報に掲載された記事を検索分析し、さらに滋賀県下全市町村を対象としたハガキによる現状調査を行った。

【結果】「一斉大掃除」は昭和29年施行の『清掃法』で居住者の義務と自治体の役割が明示された。また同法には掃除の目的、方法、内容も記述されている。しかし、広報によれば、昭和29年以前にも「一斉大掃除」が実施されていたことが明らかである。「一斉大掃除」は『清掃法』による義務づけに基づいて全国に広まったというよりは、むしろ明治30年施行の『伝染病予防法』および大正11年施行の『伝染病予防法施行規則』第18条の「伝染病の発生可能な地区における掃除の仕方に関する定め」を拡大解釈して各地で厳密に実施されてきたものを、『清掃法』によって明文化したものと解釈するのが妥当である。その後伝染病予防よりも生活廃棄物処理に課題が移行したため、『清掃法』は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に改正され「一斉大掃除」への自治体の取組も薄れていった。